

ICS 03.140
CCS A00

團體標準

T/BJTA 002-2024

北京重点商標保護名簿管理規範

Specification for Regulation of the Key Trademark

Protection Lists of Beijing

2024-04-30 發布

2024-05-08 施行

序 言

本標準は、GB/T 1.1-2020「標準化作業ガイドライン第 1 部：標準化文書の構造と起草規則」の規定に従って起草される。

本標準は北京商標協会が提案し一元管理する。

本標準の主な起草機関は、北京商標協会、北京知的財産研究協会、北京ビジネスサービス業連合会、北京専利代理人協会、北京地理的表示産業協会、北京照明電気器具協会、文明雜誌社、北京中関村ハイテク企業協会、北京知的財産保護協会、北京知誠社会組織衆扶發展促進協会、北京市建設業連合会、北京情報産業協会、北京文化用品業協会、北京消防協会、中関村遠見知的財産創新研究院、北京市飲食業協会、北京ニット業協会、北京医療器具機械商会、北京日用化学協会、北京保健品化粧品協会、北京家具業協会、北京料理協会、北京亦庄科技創新有限会社となる。

本標準の主な起草者は、于澤輝、張銳、陳丹、趙雷、張経甫、丁建軍、婁麗、盧慧、張晶、任川霞、趙曉艦、孫国瑞、蒙媛、潘春湘、楊文泉、龐小妹、孫慶華、陳逸倫、薛雨凡、張偉である。

はじめに

国家知識産権局の《「知的財産保護の強化に関する意見」を徹底的に実施する推進計画》における知的財産全プロセス保護及び重点市場の注目名簿の確立・完備を強化し、重点市場の知的財産保護を強化することに関わる政策の精神を貫徹し、国内および国際市場主体の我が国で登録された、北京で高い知名度を有し、高い市場影響力を持ち、権利が侵害されやすい登録商標の合法的權益の保護を強化し、北京を国内および国際的な商標ブランド保護の新しい高地にし、首都の商標ブランド保護の高水準、高品質に発展する新しいイメージを形成し、良好なビジネス環境を築くために、『中華人民共和国商標法』、『中華人民共和国反不正競争法』、『中華人民共和国標準化法』などの法律法規の規定に基づき、北京の商標保護の重点業務の実際の需要に応じて、本標準を制定する。

北京重点商標保護名簿管理規範

1 範囲 Scope

本標準では北京重点商標保護名簿の管理機関、収録申請、収録プロセス及び管理について規定する。

本標準は北京重点商標保護名簿の管理業務に適用する。

2 用語と定義 Terms and Definitions

以下の用語と定義は、本標準に適用される。

2.1 重点商標 Key Trademark

北京において比較的に高い知名度を有し、比較的に高い市場影響力を有し、権利が侵害されやすく、確かに重点的に保護する必要のある市場主体の我が国で登録された商標。

2.2 北京重点商標保護名簿 Key Trademark Protection List of Beijing

市場主体の中国で登録された、北京で比較的に高い知名度を有し、比較的に高い市場影響力を有し、且つ権利が侵害されやすい登録商標の合法的権益を保護するために、北京商標協会により設立された北京重点商標保護名簿（以下「保護名簿」という）。

2.3 申請人 Applicant

商標登録者または国务院商標行政管理部門に届け出た被許諾者。

3 管理機関 Regulation Agency

3.1 北京商標協会は、保護名簿の収録にかかる審査評定及び公表作業を担当する。

3.2 北京商標協会は、専門家集団を建設し、保護名簿の収録にかかる評価審査に当たる。専門家集団は、北京市の産業協会、専門協会、企業、商標代理機関、大学、研究機関などが推薦する専門家から構成される。

4 保護名簿の分類設定 Classification Settings of Protection Lists

保護名簿に収録される登録商標は、以下のA簿、B簿、C簿の3つの類型に分類され管理される。

a) A簿

北京市の行政区画内にある民事主体名義の登録商標が保護名簿に収録される場合、A簿に分類される。

b) B簿

北京市の行政区画外にある中国（香港、マカオ、台湾を含む）の民事主体名義の登録商標が保護名簿に収録される場合、B簿に分類される。

c) C簿

外国の民事主体名義の登録商標が保護名簿に収録される場合、C簿に分類される。

5 収録申請にかかる基本的条件 Basic Conditions for Inclusion Application

以下の条件を満たす商標は、保護名簿への収録を申請することができる。

- a) 国務院商標行政管理部門によって法的に許可された有効な登録商標である。
- b) 北京で関連公衆によく知られている商標である。
- c) 北京で権利侵害に遭遇し、または権利侵害のリスクがあり、保護を強化する必要がある商標である。

6 優先的収録および直接的収録 Prioritized Inclusion & Direct Inclusion

6.1 優先的収録 Prioritized Inclusion

以下の条件のいずれかを満たし、且つ上記第5条の「収録申請にかかる基本的条件」を満たす商標については、申請人が申請を提出した後、優先的に保護名簿に収録することができる。

- a) 過去に著名商標と認定されたことがある。
- b) 国務院商標行政管理部門が登録を許可した地理的表示証明商標または地理的表示団体商標である。
- c) 国家商標ブランド建設優秀事例、中国専利賞、国家知的財産示範企業、国家知的財産優勢企業、国家ハイテク企業および専精特新企業などの市場主体名義の関連公衆において比較的の高い知名度を有し、且つ重点的に保護する必要のある登録商標である。
- d) 保護を強化する必要のある重点商標に対して、申請人は安全で完全な電子化商標ファイル管理システム、及び商標登録、使用、運用、保護、モニタリング、クリアランスおよび管理制度を確立している。
- e) 10 か国以上の外国または地域で商標登録を受けた。
- f) 区県レベル以上（区県を含む）の知的財産管理部門またはその他の政府部門から推薦を受けた。
- g) 国際的または国内の権威のあるブランド価値評価機関から高い価値評価または高いランキングが与えられた。
- h) 重要な大型イベント（プロジェクト）の組織、開催または主催を担当する関連政府部門から推薦された、重点的に保護する必要のある商標である。
- i) 市レベル以上の関連産業協会から推薦された。
- j) 国外で著名商標保護を受けた。
- k) 国外での商標にかかる権利保護で勝訴した。
- l) 北京商標協会が紹介する年間十大典型的な訴訟および非訟事例における権利が侵害された登録商標である。

6.2 直接的収録 Direct Inclusion

以下の条件のいずれかを満たし、また上記第5条の「収録申請にかかる基本的条件」を満たす商標については、申請人が申請を提出した後、直接保護名簿に収録することができる。

- a) 過去3年間で著名商標に認定され、保護を受けた。
- b) 中華老字号に認定され、且つ抹消されていない。
- c) 省・市レベルの老字号に認定され、且つ抹消されていない。
- d) 過去3年間で北京知名商標ブランドに認定され、且つ抹消されていない。

7 収録プロセス Procedure for Inclusion

7.1 申請 Application

申請人は北京商標協会に記入を完了した「北京重点商標保護名簿申請書」および関連する証明資料を提出する。申請人が提出する資料は真実で、合法的で、有効でなければならない。関連する証明書、証明書類と証拠資料が外国語による場合は、中国語の訳文を添付しなければならない。

表 1 申請資料説明表

No.	類型	申請資料の詳細	
1	一般必須資料	a) 商標登録証（写し） b) その商標を表示した商品または役務の実物写真	
2	特別資料	著名商標	過去 3 年間で著名商標に認定された行政裁定または司法判決書
		中華老字号	中華老字号に認定された証明書および関連する証明資料
		省・市レベルの老字号	省レベルまたは市レベルの老字号に認定された証明書および関連する証明資料
		北京知名商標ブランド	過去 3 年間で北京知名商標ブランドに認定された証明書および関連する証明資料
3	重要証拠資料	項目	証拠資料
		a) 過去に著名商標に認定されたことがある。	著名商標に認定された証明書類
		b) 国務院商標行政管理部門が登録を許可した地理的表示証明商標または地理的表示団体商標である。	国務院商標行政管理部門が発行する地理的表示証明商標または地理的表示団体商標の登録証
		c) 国家商標ブランド建設優秀事例、中国専利賞、国家知的財産示範企業、国家知的財産優勢企業、国家ハイテク企業および専精特新企業などの市场主体名義の関連公衆において比較的の高い知名度を有し、且つ重点的に保護する必要のある登録商標である。	関連する証明資料
		d) 保護を強化する必要のある重点商標に対して、申請人は安全で完全な電子化商標ファイル管理システム、及び商標登録、使用、運用、保護、モニタリング、クリアランスおよび管理制度を確立している。	関連する証明資料
		e) 10 か国以上の外国または地域で商標登録を受けた。	関連商標の登録証明書
		f) 区・県レベル以上（区・県を含む）の知的財産管理部門またはその他の政府部門から推薦を受けた。	区・県レベル以上（区・県を含む）の知的財産管理部門またはその他の政府部門の推薦資料
		g) 国際的または国内の権威のあるブランド価値評価機関から高い価値評価または高いランキングが与えられた。	評価またはランキング証明資料
		h) 重要な大型イベント（プロジェクト）の組織、開催または主催を担当する関連政府部門から推薦された、重点的に保護する必要のある商標である。	組織、開催または主催する重要なイベント（プロジェクト）に関連する政府部門の推薦資料
		i) 市レベル以上の関連産業協会から推薦された。	市レベル以上の関連業界協会から推薦資料
		j) 国外で著名商標として保護を受けた。	国外で著名商標として保護を受けた証明資料

	k) 国外での商標にかかる権利保護で勝訴した。	国外での商標にかかる権利保護で勝訴した証明資料
	l) 北京商標協会が紹介する年間十大典型的な訴訟および非訟事例における権利が侵害された登録商標である。	北京商標協会が紹介する年間十大典型的な訴訟および非訟事例に入選された証明資料

7.2 予備審査 Preliminary Examination

- a) 北京商標協会は、本標準に従って申請人が提出した資料について予備審査を行い、審査を経て、受理決定をした場合には申請人に受理通知書を送付し、受理しない決定をした場合には受理しない旨の通知書を送付する。
- b) 申請資料を補正する必要がある場合、北京商標協会は申請人に一度に知らせ、1ヶ月以内の期限内に補正するようにする。申請人が正当な理由なく期限内に補正をしなかった場合、申請を放棄したものとみなす。

7.3 審議 Deliberation

7.3.1 専門家による評価審査 Expert Review

北京商標協会は、専門家集団から専門家を選定し専門家チームを結成し、評価審査を行うが、専門家の人数は奇数とし、且つ5人以上とする。専門家チームからは1人をチームリーダーに選出し、評価審査業務を指揮する。専門家チームは本標準に基づいて評価審査を行い、評価審査結果を北京商標協会に報告し、審議に供する。

7.3.2 専門家の除斥 Expert Avoidance

専門家チームのメンバーが以下の状況のいずれかに該当する場合、評価審査の公正性に影響を与える可能性があるため、専門家チームは除斥決定をすることができる。専門家チームのメンバーは、自発的に遅滞なく除斥申請をし、かかる配置に従わなければならない。

- a) 評価審査にかかる専門家が申請人と同じ組織に所属している。
- b) 評価審査にかかる専門家が申請人または申請人の法定代表者または上級管理職と近親関係にある。
- c) 評価審査にかかる専門家が申請人の取締役、監査役を務めたことがある、または申請人の主要株主または実質支配人である。
- d) その他のコンフリクトまたは評価審査の公正性に影響を与える可能性がある。

7.3.3 専門家チームによる審議 Expert Group Deliberation

- a) 専門家チームは申請資料に対する集中審議と決議を担当する。
- b) 審議に出席する専門家チームの人数は3人以上でなければならない（特別な事情がある場合には、電子メールまたはインターネット通信手段を通じて行うことができる）、審議に出席する専門家の半数以上の同意を持って審議が承認される。

7.4 公示 Publication

専門家チームの審議を経た後、北京商標協会は、保護名簿に収録しようとする商標を協会の公式ウェブサイトまたは関連メディアなどを通じて公示し、公示期間は7日間とする。

7.5 異議 Objection

- a) 公示期間中、いかなる組織または個人も実名方式で北京商標協会に異議を申し立てることができる。
- b) 異議申立てには、明確で合理的且つ十分な異議理由がなければならず、それに該当する証拠資料を提出しなければならない。

- c) 実名でない方式による異議申立て、または明確な異議理由と事実根拠がない場合、北京商標協会は受理せず、異議申立人に受理しない旨の通知書を送付する。
- d) 北京商標協会が異議の受理を決定した場合、専門家チームを結成して審議と裁定を行うが、出席する専門家チームの人数は3人以上でなければならない、裁定事項は出席する専門家の半数以上の決議を経て成立する。

7.6 収録および公告 Inclusion and Announcement

公示期間が満了し異議がない場合、または異議が申し立てられたが異議が成立しないと裁定された場合、保護名簿に収録し、収録名簿の公告が行われる。

8 管理 Regulation

8.1 有効期間 Period of Validity

- a) 北京重点商標保護名簿に収録された商標は、収録資格の有効期間が3年であり、公告の日から起算される。
- b) 北京重点商標保護名簿に収録された商標は、収録保護名簿の有効期間満了前6か月以内に、商標所有者が北京商標協会に存続申請を行うことができる。存続申請による収録は、本標準の収録プロセスによって行われ、1回で延長できる有効期間は3年とする。

8.2 退出 Withdrawal

- a) 申請人は保護名簿からの退出を申請することができる。
- b) 保護名簿からの退出を希望する場合、申請人は北京商標協会に保護名簿の退出申請書を提出する。
- c) 北京商標協会は申請人の資格について審査を行い、正確であることが確認できれば、退出を許可し、商標を保護名簿から削除する。

8.3 譲渡 Transfer

保護名簿に収録された商標を譲渡する場合、譲受人は商標譲渡承認の公告の日から30日以内に北京商標協会にその商標所有者の名称の更新を申請しなければならない。

8.4 変更 Modification

保護名簿に収録された商標の所有者が法により商標の登録出願人の名称を変更し、または商標の指定商品及び役務項目を削除した場合、変更公告または削除公告の日から30日以内に北京商標協会に届け出なければならない。

8.5 抹消 Removal

申請人が以下の状況のいずれかに該当する場合、北京商標協会は確認と審査決定を行い、その商標を保護名簿から抹消し、公告する。

- a) 有効期間満了後60日以内の期間内に存続申請を提出しなかった。
- b) 申請時に虚偽の資料を提出しまたはその他の詐欺的な手段を用い、その商標を保護名簿に収録させた。
- c) 商品と役務の品質の問題で不良な社会的影響を引き起こした。
- d) 関連部門によって深刻な信用不良者リストに登録された。
- e) 法律法規に違反し、重大な処罰を受け、商標の信用に影響を与えた。
- f) その他の抹消の必要とされる状況。

9 保護 Protection

- 9.1 北京商標協会は、「北京重点商標保護名簿」を自発的に公示し、定期的に更新し、プラットフォームを設け社会各界と共有し、特に各級の知的財産管理部門、行政法執行部門、司法機関と情報共有を行い、重点商標に対する保護業務を促進する。
- 9.2 北京商標協会は、自団体の優位性を利用して、重点商標に対して権利保護支援を提供する。
- 9.3 北京商標協会は、商標にかかる法律法規および政策に関するコンサルティングおよびトレーニングを提供する。
- 9.4 北京商標協会の名義による関連証明資料を発行する。
- 9.5 他の省・市の関連機関および商標協会との重点商標保護名簿の情報共有と相互認定メカニズムの確立を推進する。
- 9.6 北京商標協会は、公式ウェブサイト、公式アカウント、電子ジャーナル「北京商標」などのメディアおよび各方面のチャンネルを通じて、重点商標を宣伝・普及し、重点商標の知名度と影響力を拡大する。

付録 A
(規範性付録)

表 A.1 北京重点商標保護名簿管理認定審査評価表

項目類型	項目名	標準点	スコア
基本項目	1. 国務院商標行政管理部門によって法的に許可された有効な登録商標である。	20	
	2. 申請する商標の指定商品役務における使用及び普及を証明する資料を提出する。	20	
加点項目一	3. 過去3年間で著名商標に認定され、且つ保護を受けた。	100	
加点項目二	4. 中華老字号に認定され、且つ抹消されていない。	100	
加点項目三	5. 省・市レベルの老字号に認定され、且つ抹消されていない。	100	
加点項目四	6. 過去3年間で北京知名商標ブランドに認定され、且つ抹消されていない。	100	
加点項目五	7. 過去に著名商標に認定されたことがある。	30-60	
加点項目六	8. 国外で著名商標として保護を受けた。	50	
加点項目七	9. 国務院商標行政管理部門が登録を許可した地理的表示証明商標または地理的表示団体商標である。	40	
加点項目八	10. 重要な大型イベント（プロジェクト）の組織、開催または主催を担当する関連政府部門から推薦された、重点的に保護する必要のある商標である。	40	
加点項目九	11. 国家商標ブランド建設優秀事例、中国専利賞、国家知的財産示範企業、国家知的財産優勢企業、国家ハイテク企業および専精特新企業などの市場主体名義の関連公衆において比較的の高い知名度を有し、且つ重点的に保護する必要のある登録商標である。	30	
加点項目十	12. 保護を強化する必要のある重点商標に対して、申請人は安全で完全な電子化商標ファイル管理システム、及び商標登録、使用、運用、保護、モニタリング、クリアランスおよび管理制度を確立している。	20	
加点項目十一	13. 10か国以上20か国未満の外国または地域で商標登録を受けた。	30	
	14. 20か国以上の外国または地域で商標登録を受けた。	50	
加点項目十二	15. 国際的または国内の権威のあるブランド価値評価機関から高い価値評価または高いランキングが与えられた。	50-100	
加点項目十三	16. 区・県レベル以上（区・県を含む）の知的財産管理部門またはその他の政府部門から推薦を受けた。	30-60	
加点項目十四	17. 市レベル以上の関連産業協会から推薦を受けた。	20-40	
加点項目十五	18. 北京商標協会が紹介する年間十大典型的な訴訟および非訟事例における権利が侵害された登録商標である。	50	
加点項目十六	19. 司法、行政、税関などのルートを通じた商標にかかる権利保護で1件-3件勝訴した。	30-60	
	20. 司法、行政、税関などのルートを通じた商標にかかる権利保護で3件以上勝訴した。	60-90	
加点項目十七	21. 国外での商標にかかる権利保護で1件-3件勝訴した。	20-50	
	22. 国外での商標にかかる権利保護で3件以上勝訴した。	50-80	

